

税務相談を受けられる方へ

以下の内容をお読みいただき、有効な相談時間としていただきますようお願いいたします。

- 1 この相談は皆様のご相談に対し、限られた時間で、専門相談員が考え方や解決方法をアドバイスするものです。従って次に該当する相談はできません。
 - ① 具体的な問題や紛争がないのに、学問的な興味等で相談すること。
 - ② 既に調停中及び弁護士や司法書士に依頼されている案件について相談すること。
 - ③ 相談者の具体的な数字に基づいたアドバイスを受けること。また、書類の作成・添削、専門的な調査、案件の処理等もできません。
- 2 相談時間は概ね30分間ですが、相談の内容等により担当相談員の判断で短縮される場合もありますのでご了承ください。
- 3 事前に担当相談員の名前をお教えしたり、直接、案件処理等の依頼をしたりすることはできません。
- 4 相談内容の録音や録画はお断りしています。相談内容の記録にはご自身でメモをおとり下さい。
- 5 担当相談員が相談時に用いる相談票には、相談者の住所、氏名、電話番号を記載しますが、相談業務の実施及び適正な運用、個人情報を含まない形で作成する統計などの目的以外には使用しません。個人情報は固く守られます。
- 6 相談を受けられて、ご意見等がございましたら、
南館地下1階の市民参画・協働推進課 市民相談係(TEL 38-5401)までお申し出ください。